

第251回岡山県内水面漁場管理委員会
議事録

令和7年2月19日（水）

【第251回岡山県内水面漁場管理委員会】

1 日 時 令和7年2月19日（水）13時00分～13時45分

2 場 所 児島湾漁村センター
岡山市北区丸の内一丁目9番6号

3 出席者

[委 員]

会 長	加藤 卓夫	
副 会 長	友保礼次郎	
委 員	高野 宏	中田 公人
	畠山 洋子	花岡栄太郎
	藤原 芳員	安田 英司
	山野井英夫	米澤 正治
		計10名

[水産課]

水産課長	石飛 博敏	総括参事	濱崎 正明
主 幹	弘奥 正憲	主 幹	村山 史康

[事務局]

事務局長	下坂 泰幸	主 任	日比野康郎
------	-------	-----	-------

4 審議事項

第1号議案	第5種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について
(結果)	原案どおり承認
第2号議案	岡山県内水面漁業調整規則の一部改正について
(結果)	原案どおり承認

5 内 容

【下坂局長】

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは定刻となりましたので、ただ今から第251回岡山県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

本日の出席委員は10名で、過半数の委員出席となっておりますので、漁業法第145条第1項の規定により、この委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。それでは、加藤会長、議事の進行をよろしく申し上げます。

【加藤会長】

議事に入ります前に、議事録の署名委員さんを指名させていただきます。花岡委員、米澤委員よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。第1号議案「第5種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について」事務局から説明をお願いします。

【下坂局長】

令和7年1月21日付けで、知事から「第5種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について」の諮問がまいっております。漁業法第170条第4項の規定に基づき、遊漁規則の変更の際し、内水面漁場管理委員会の意見を求めるという案件でございます。内容について、水産課から説明させていただきます。

【村山主幹】

(第5種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について説明した。)

【加藤会長】

ありがとうございました。ただ今説明がございましたけど藤原委員、何か追加説明することはありますか。

【藤原委員】

説明のとおりです。何もありません。

【加藤会長】

他に何か御意見等がございましたらよろしく申し上げます。

【友保副会長】

この合併は漁協が自主的にしたのですか。それとも県が主導したのですか

【濱崎総括参事】

漁協が自主的に行いました。

【友保副会長】

従来から県が合併しろと言っていましたが県が主導でやったのではないのですね。

【村山主幹】

はい。

【山野井委員】

両漁協の遊漁の実態を教えてください。

【濱崎総括参事】

番川漁協さんは、ヘラブナが少しありますが、他はほぼ実態がありません。児島湾淡水さんもそれほどありません。

【山野井委員】

物の値段が上がっている今の時代に遊漁料を低い方に合わせたり、無料にしたりしているのので、随分欲がないと思いました。つまり、実態があまりないからそのような料金を設定しているということですか。

【濱崎総括参事】

遊漁の数は少ないと聞いていますが、最近はウナギを対象とした釣りの割合が大きいです。漁協さんの本音としてはウナギは放流に経費がかかりますので、値上げをしたいと思われているようですが、遊漁者の数も少ないので低い方に合わせています。

【米澤委員】

ウナギですが児島湾淡水漁協さんでは遊漁券が要りますよね。児島湾、旭川、吉井川の汽水域でウナギは海面と内水面を行き来しますが、漁業権のあるところでは遊漁券は要りますよね。

【濱崎総括参事】

はい。

【米澤委員】

旭川、吉井川でも海面で釣った場合は無料ですか。

【濱崎総括参事】

海では釣りは自由にできますので料金は発生しません。川においても海と川の境界が決まっていますので、内水面でする場合には遊漁料が必要になりますが、海の区域では必要ありません。魚の生態ではなく釣りをする場所で区別されています。

【米澤委員】

放流は上流で行われていますよね。

【濱崎総括参事】

はい。上流で放流したウナギが下流に行ったり、逆もあると思いますが、遊漁をする場所の漁業権の有無によって区別されています。

【加藤会長】

実際にはウナギは釣りではなかなか釣れません。本来、汽水域では、はえなわや仕掛け網で採捕されています。素人がウナギを釣るのは難しいので混乱も

ないということではないでしょうか。

【山野井委員】

梅雨時期の降雨後に狭い用水路で釣っている人がいます。

【友保副会長】

漁業権のないところですよ。

【山野井委員】

はい。

【米澤委員】

私の知人は旭川の汽水域で結構釣っています。

【安田委員】

私は釣具店を営んでいますが、お客から「海と川の境界線が分からない」という質問がよくあります。用水であったり川であったり。印をつける等で分かりやすくしてほしいです。

【濱崎総括参事】

全部に印は難しいですが、海と川の境界については水産課のホームページを見ていただければ分かると思います。できるだけ分かりやすい広報を心がけようと思っています。

【安田委員】

一般の人が自分で調べてほしいのですが、ほとんど問合せがお店にきます。ウナギを釣る人も近年、増えています。はえなわをしている人とのトラブルも聞きます。はえなわも許可を持ってやっているのかも解りませんが、長期間、漁具を設置しているということも聞きます。自分にも解らないこともあるので県に聞いて下さいと言いますが。

【友保副会長】

ユーチューブで「ガサガサ」の投稿がものすごく多いです。そういう映像を心配することもあるかもしれない。

【安田委員】

警察もそれを見て検挙に行っているようです。やってはいけない場所でやっている場合も結構あると思います。

【加藤会長】

内水面は漁業権がなければ何をしてもよいということではありません。許可漁業に該当すれば無許可になります。昔からそういう問合せもあつたりして難しいです。用水でやっている事を通報されたりして。実際、それが法的にどうかとなると問題になる。ユーチューブでどんどん発信されるとそれは規則に照らしてどうかとなれば行政サイドとして検証しなければならない。現実的にそういう問題には積極的にはなりませんから難しいところがあります。

【安田委員】

岡山城付近の事を一番よく聞かれます。本流と用水側のことです。無鑑札で

やっている近所の方もおられるようなので、揉めてケンカになったことも聞いたことがあります。もう少し分かりやすい広報を考えてほしいです。

【濱崎総括参事】

わかりました。

【加藤会長】

他に何かございますか。

ないようですので、原案のとおり答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【加藤会長】

御異議がないようですので、原案のとおり答申することといたします。

続きまして第2号議案「岡山县内水面漁業調整規則の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

【下坂局長】

令和7年1月21日付けで、知事から「岡山县内水面漁業調整規則の一部改正について」の諮問がまいっております。漁業法第171条第4項で準用する漁業法第57条第5項、第119条第8項及び水産資源保護法第4条第7項の規定に基づき、岡山县内水面漁業調整規則の一部改正についての意見を求めるという案件でございます。内容について、水産課から説明させていただきます。

【弘奥主幹】

(岡山县内水面漁業調整規則の一部改正について説明した。)

【加藤会長】

ありがとうございます。何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

【畠山委員】

実際に服役する人はいますか。

【濱崎総括参事】

シラスウナギ密漁の場合はあるかもしれませんが、その他の内水面の規則に違反して服役された方は今までいないと思います。近年はありません。

【加藤会長】

海面では悪質な違反を繰り返して実刑を受けることもあります。

【畠山委員】

同じ人や同じグループが違反を繰り返すのですか。

【加藤会長】

大体そうです。

刑法ですが禁錮は重大な交通違反者などに対して禁錮刑が科せられるようですが労役が任意のようです。しかし現実にはほとんどの人がやっている。懲役と

変わらないということで懲役と禁錮を一緒にして拘禁刑にするということです。

採捕禁止期間の改正ですが、資源的に問題がないということが重要ですが、CPUEという難しい言葉が出ておりましたが、例えば底びきで30分操業して10kg獲れていたが1時間操業して5kgしか獲れなかったということになれば資源的に問題があるという指標です。今回はそういう問題はない。資源的に問題がないので規則から削除する。海面規則にも同じ規制がございまして、海も川も改正しようというのが趣旨です。

公布はいつ頃になりますか。

【弘奥主幹】

この後、県の法制部局との協議、国への認可申請がありますので年度内は難しいです。年度明けのなるべく早い時期に公布したいと考えております。

【加藤会長】

刑法が6月1日に施行なので公布が遅くなるのですか。

【濱崎総括参事】

6月1日が公布の期限です。

【加藤会長】

なぜですか。

【濱崎総括参事】

今回の改正をすべて一緒に公布します。6月1日より前に準備ができれば刑法の部分は6月1日に施行という附則をつけます。

【加藤会長】

手続きが整ったら6月1日より前に公布するということですね。遅れることはありえないということですか。

【濱崎総括参事】

はい。

【加藤会長】

他に何かございますか。

ないようですので、原案のとおり答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【加藤会長】

御異議がないようですので、原案のとおり答申することといたします。

以上で議事は終了しましたが、事務局から何かありますか。

【日比野主任】

特にございません。

【加藤会長】

それではこれもちまして、第251回岡山県内水面漁場管理委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

終了時刻：13時45分

上記のとおり議事の顛末を記し、事実と相違ないことを証する。

令和7年2月19日

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員
